

令和8年度申請者資格要件

建設工事の入札参加資格審査を申請する方は、申請日時点において次の要件を備えていなければなりません。

1 申請する業種について、建設業法の許可を受けていること。

※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する業種の営業を行っていること。

2 経営事項審査（審査基準日が令和6年8月1日以降のもの）を受けていること。

3 中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済組合又は特定退職金共済に加入していること。

4 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。

※加入義務がない業者は、加入していなくても申請可

5 国税及び地方税を完納していること。

6 社会保険料を完納していること。ただし、年金事務所で確認できるものに限る。

7 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。

8 申請する業種について、申請直前の経営事項審査の年間平均完成工事高を有していること。

9 技術者の数が2名以上であること。

10 舗装工事に係る入札参加審査申請者については、申請直前の経営事項審査の年間平均完成工事高が5,000千円以上を有すること。ただし、岡山県実施の「舗装業者工事施工能力審査」を申請している場合を除く。

11 水道施設工事のうち配水管布設工事（新設改良等のための配水管の布設、移設及び撤去の工事及び弁栓類の設置工事並びに配水管の修繕工事をいう。）に入札参加を希望する者は、次の各号を備えていること。

(1)瀬戸内市水道事業指定給水装置工事事業者であること。

(2)社団法人日本水道協会認定の配水管技士又は配水管技能者が在籍していること。

(3)申請直前の決算で2期連続して完成工事高があること。ただし、2期合計の期間が13ヶ月に満たない場合は、3期以上連続して完成工事高があることとする。

12 配水管布設工事のうち水道配水用ポリエチレン管工事に入札参加を希望する者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の主催する施工講習を受講した者が在籍していること。

※入札参加資格審査申請に当たり、「瀬戸内市と契約する営業所」は、1社1営業所に限ります。